四七四―高速自動車国道に関する件　一五　四
四七六　自動車の型式指定を取消した件　一五　五
四七七　自動車の装置の型式指定を取消した件　一五　五
四七九　自動車の特定共通構造部の型式指定を取消した件　一五　五
四八〇　自動車の装置の型式指定を取消した件　一五　五
四八一　土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件　一五　六
四八八―砂防法第二条の土地を指定する件　一五　八三　二九
四八九　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　一五　八三　二九
四九〇　砂防法第二条の土地を指定する件　一八　四
四九一　一般財団法人海上災害防止センターから代表者の氏名について変更の届出があった件　一八　六
四九二　登録基幹技能者講習の登録をした件　一八　六
四九三　信号符字を点附した件　一八　六
四九四　船舶国籍証書を無効とした件　一八　六
四九五　地すべり防止区域を指定する件　一八　六
四九六　不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業の登録の更新を行った件　一八　七
四九七―船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件　一八　八五　三
五〇一　高速自動車国道に関する件　一八　八五　三
五〇二　国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示　二〇　八
五〇三　水先人に免許を与えた件　二一　二
五〇四　運輸審議会件名表に登載された件　二一　二
五〇五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件　二一　二
五〇六　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二一　三
五〇七　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二一　八八　二
五〇八　港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の一部を改正する告示　二一　八八　三
五〇九　釧路空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　二一　八八　四
五一〇―砂防法第二条の土地を指定する件　二一　八八　六
五一一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二一　八九　一九
五一三―砂防法第二条の土地を指定する件　二一　八九　二〇
五一八―砂防法第二条の土地を指定する件　二一　八九　二一
五二三　直轄砂防工事を施行する件　二一　八九　二三
五二四　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　二三
五二五　船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　二三
五二六　船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件　二一　八九　二五
五二七　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件　二一　八九　二八
五二八　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　三〇
五二九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　三五
五三〇　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　三七
五三一　船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　三九
五三二　船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件　二一　八九　三九
五三三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件　二一　八九　四〇
五三四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二一　八九　四〇